

# 住宅改修を利用するときは 悪質なリフォーム業者に注意しましょう！

## 【介護保険住宅改修で対象となる工事】

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器への取り替え
- ⑥①から⑤の改修にともなって必要となる工事



※住宅改修を利用するときは**工事前に市に事前申請書を提出**し、許可を受ける必要があります。

## 【介護保険住宅改修事前申請までの流れ】

### ステップ1

#### 要介護（要支援）の認定の取得

※介護保険のサービスを受けるためには、要介護（要支援）の認定が必要です。

### ステップ2

#### ケアマネジャーなどの専門家へ相談

ケアマネジャーは最も身近な相談者です。まずは担当のケアマネジャーや地域包括支援センターのケアプラン作成担当者に現状で困っていることを話しましょう。

### ステップ3

#### 施工事業者の選択・見積書を依頼

施工事業者を選ぶときは、いくつかの業者から相見積りを取ることで、工事内容や金額などを比較することができます。どのような改修が必要か、家族の方やケアマネジャーなどの専門家と相談をしながら十分に検討して施工事業者を選びましょう！

### ステップ4

#### 市へ事前申請を提出 → 承認後に工事開始！

※事前申請の承認前に工事を行うと、サービスの対象外となります。

※住宅改修の支給限度額は **20万円までで1割、2割又は3割が自己負担**となります。

ご不明な点がございましたら介護保険課までご相談ください。

TEL：0942-30-9036、FAX：0942-36-6845